

建築物防災週間（平成24年秋）における各種活動の実施要領

北海道建設部住宅局建築指導課

第1 目 的

毎年、地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、国の建築物防災週間に併せて、広く道民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

第2 実施期間

平成24年8月30日（木）から平成24年9月5日（水）まで

第3 実施内容

- (1) 既存建築物の耐震性の向上に関する普及、啓発、改善指導等
- (2) 被災建築物の応急危険度判定に関する普及及び啓発
- (3) 建築物に関連する防災知識の普及及び啓発
- (4) 建築物防災関係法令の周知及び遵法精神の高揚
- (5) 建築物の維持保全の徹底及び定期報告制度の普及
- (6) 防災上危険な建築物の改善のための各種助成措置の周知及び改善指導
- (7) 工作物の安全性の確保の推進

重点事項

- (ア) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- (イ) 定期報告未提出建築物又は要正建築物に対する適正な維持保全の徹底（ホテル・旅館等）
- (ウ) 既存建築物の窓ガラスの地震対策や民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の調査及び是正指導の徹底

第4 実施方法

(1) ポスターの掲示

建築物防災推進協議会作成の建築物防災啓発ポスターを（総合）振興局、市町村、消防等の各庁舎、市民会館、公民館、駅舎、バスセンター等の人目につきやすい場所に掲示する。また、次の建築関連団体にも配布し、掲示を依頼する。

- | | |
|------------------|------------------|
| (社)北海道建築士事務所協会 | (社)北海道建築士会 |
| (社)日本建築家協会北海道支部 | (社)北海道宅地建物取引業協会 |
| (社)全日本不動産協会北海道本部 | (社)北海道建設業協会 |
| (財)北海道建築指導センター | 住宅アイアンドアイサービス(株) |
| (株)日本ERI札幌支店 | (株)札幌工業検査 |

(2) 広報活動

道及び市町村広報誌、新聞等を利用し運動の趣旨を啓発する。

(3) 防災査察の実施

防災査察は、適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物等を中心に、地元市町村職員及び消防、警察等の関係機関等の協力を得て、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施する。

なお、建築物及びその敷地へ立ち入って調査を行う場合には、建築物の管理者等に対し原則として事前にその旨を通知するとともに、承諾を得て行うものとする。

- ① 建築物防災週間実施期間中に行うものとする。

② 査察対象建築物

ア 耐震改修促進法に基づく指示対象建築物及び特定建築物

イ 窓ガラス、外壁タイル、天井落下対策、アスベスト対策、個室ビデオ店等及び認知症高齢者グループホームの指導対象の建築物

ウ 旅館、ホテル（簡易宿泊所を含む。）のうち、過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正なれていないもの、定期報告が未提出であるもの

エ その他定期報告を要する特殊建築物

(4) 違法設置エレベーター対策の着実な実施

違法設置エレベーターについては平成22年1月28日付け建指第2429号「違法に設置されているエレベーター対策について」により、労働基準監督署から報告を受けた違法設置エレベーターについて、建築基準法令への適合状況の確認を行い、基準に適合しないエレベーターについては是正指導等所要の措置を講じる。

(5) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住指第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持保全・運行管理の徹底を指導する。

特に大規模集客施設のエスカレーターについては、「大規模集客施設のエスカレーターの事故防止について（平成20年8月4日付け国住指第1777号）」に基づき、当該施設の所有者等に対し、適切な維持保全及び運行管理の徹底を指導すること。

(6) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等への危害を防止するため、建築基準法第15条第1項の規定による届出等の機会をとらえ、同法第90条等の法令順守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底を指導するとともに、別添の再発防止策等の例について、「建築物防止週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成23年8月24日付け国住防第4号）」の再発防止策の例と合せて工事施工者等に周知するなど必要な対策を講じる。

(7) その他

① パンフレット等の活用

建築物の防災対策に関する資料として、パンフレットを有効に活用するものとする。（窓口にて配布、防災査察や各種検査の実施時に管理者に渡す等）

② アスベスト対策の推進等については、アスベストに関するHP等の紹介をする。

例) 北海道環境生活部環境局環境推進課「北海道アスベスト情報」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/khz/contents/asbest/asbest.htm>

③ 各（総合）振興局においては、それぞれ独自の行事または関係機関等との連携の行事等を行えるものとする。

なお、その場合には、建設部住宅局建築指導課まで実施内容及び結果について報告を行うものとする。

第5 関係機関との連携

本週間の実施に当たっては、消防、警察等の関係部局及び建築関係団体等の関係機関等と事前協議を行うなど、出来る限り密接な連携のもとに行うものとする。

なお、関係する行政機関については、平成14年10月11日付け建指第796号により通知した「建築指導行政における風俗営業行政との連携について」を参考とすること。